

## 解体等工事に伴う給水装置破損事故防止のお願い

最近、建物等の解体・外構工事等において、給水装置の損傷・破損事故が相次いでいます。工事の依頼者や工事関係者の皆さまにおかれましては、下記注意事項を十分にご理解いただき、給水装置の破損事故防止にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### ＜ 注 意 事 項 ＞

#### 【給水装置の事前調査】

- 工事の施工に先立ち、宅地内の給水装置の位置を確認してください。配管図は、上下水道部工務課で閲覧することができます。  
なお、お電話、または、FAXによるお問い合わせは、お受けできません。  
※ 宅地内の状況については、使用者または所有者の委任状が必要です。
- 止水栓、メーターの位置を現地で確認し、止水栓が正常に機能するか確認してください。
- 止水栓不良等が確認された場合は、お手数ですが上下水道部配水課までご一報ください。

#### 【施工当日】

- 重機オペレーターや作業員に給水装置の位置を確認させるとともに、破損事故のないよう慎重に施工してください。
- 宅地内の給水装置は浅いところに埋設されているため、注意してください。

#### 【給水装置を破損した場合】

- 給水装置を破損させた場合は、宇治市指定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。修繕を依頼する業者に心当たりがない場合は、漏水受付センターに連絡してください。  
上下水道部が修繕を行うことはありません。  
なお、修繕にかかる費用は、破損させた原因者にご負担いただくこととなります。
- 工事等により、水道管（配水管）から分岐した止水栓までの給水管を破損・損傷させ、漏水が発生した場合は、速やかに漏水受付センター、または上下水道部配水課へご連絡ください。  
なお、修繕工事にかかる費用および上下水道部に対する補償（職員立会費、漏水した水量費、給水車の出動に関する費用等。）は原因者にご負担いただきます。
- 水道メーターを破損、または紛失させた場合は、弁償していただくこととなりますので、速やかに上下水道部営業課へ届け出てください。

お問い合わせ	破損事故	上下水道部配水課	0774-20-8765（直通）
	破損事故・路上漏水	漏水受付センター	0774-21-7474
	給水装置の確認	上下水道部工務課	0774-20-8764（直通）
	メーター破損等	上下水道部営業課	0774-20-8807（直通）